

教育委員会事務局の株式会社スダチとの一連の経緯と 不登校対応方針について

1 一連の経緯等について

令和5年10月から令和6年9月5日までの教育委員会事務局と株式会社スダチとの経緯について・・・別紙のとおり

2 区民等からの問い合わせについて

- (1) 電話 10件
- (2) CRM 32件
- (3) 取材等 12件

※件数は、令和6年9月9日現在。

※同一の者や団体等からの複数回の問合せはそれぞれ合算している。

3 教育委員会事務局の不登校対応方針について

教育委員会事務局として、不登校対応方針に変更はなく、今後も児童・生徒が自己肯定感を高められるよう教育活動の充実など学校における環境の整備を図るとともに、不登校児童・生徒一人ひとりの状況に応じた必要な支援について、教育委員会、学校は全力で取り組んでいく。

また、今後、教育施策を検討・実施する際には、児童・生徒に寄り添うことを第一とし、特に不登校児童・生徒の保護者に与える影響について、様々な立場からの多角的な検討と、より慎重な協議を進めていく。

板橋区教育委員会事務局の株式会社スダチとの一連の経緯と 不登校対応の方針について

今般、板橋区教育委員会事務局（以下、「教育委員会事務局」）において、不登校対応の一つの選択肢として、株式会社スダチ（以下、「スダチ社」）から同社の事業について説明を受け、区立小学校に紹介した件に関し、多方面から御指摘を受けております。不登校対応の方針について、区民の皆様、関係機関の皆様に御不安を抱かせてしまったことについてお詫び申し上げるとともに、一連の経緯について教育委員会事務局の考えをお示しいたします。

1 株式会社スダチとの一連の経緯について

令和5年10月31日、不登校対応の取組として、スダチ社より事業の説明を受けましたが、特段の進展はありませんでした。

令和6年5月1日、新年度に入り改めて、スダチ社から事業の説明を受けました。スダチ社からは、不登校問題の解決において親子関係が大事であること、子どもは親を安全基地と思える必要があり、そうすることで何があっても親に相談しようという気持ちから不安やストレスをうまく軽減することができるため、愛情をうまく伝えることや物事に対する考え方など、子どもへの接し方を学んでもらうことで、結果的に不登校を解消している事例や、既に学校現場で取り組んだ事例の紹介もありました。まずはモデル校をつくり、校長や教員への説明会の開催、不登校児童生徒の保護者への声がけ、希望者への無償サポートを行うことが提案されました。

教育委員会事務局では、「学校に登校する」という結果のみを目標にしているわけではないことや、不登校に対する様々なアプローチの必要性を感じていること、保護者への支援というところは、不登校対応の選択肢の一つとして考えられるのではないかという見解を伝えました。

教育委員会事務局は、この時点において、既に、スダチ社の取組について、板橋区の不登校児童・生徒全てに有効であるとは考えておりませんでした。不登校の要因は多岐にわたるだけでなく、複合的に絡み合っているため、不登校児童・生徒全てについて普遍的に効果があるものではなく、とはいえ、同社の取組内容が効果を発揮するケースも、皆無ではないかもしれない、そのようなケースの類型化の研究は、価値があり得るかもしれない、という印象ないし期待を抱いておりました。

一方で、不登校児童の中で、「親子の関わり方」や「生活リズムの乱れ」を要

因とした事例もあり得ます。¹

「令和4年度板橋区「暴力行為」「いじめ」「不登校」の状況に関する調査」において、不登校児童のうち、「親子の関わり方」が要因となっていると考えられた件数は、59件、「生活リズムの乱れ」が要因となっている件数は71件でした。それぞれの要因も不登校児童生徒数と同様増加しております。不登校児童の低学年化や母子分離不安から登校渋りをする児童等、学校現場から報告が上がっております。このようなことから、教育委員会事務局として保護者への支援も課題として考えておりました。

しかしながら、学校においては、「親子の関わり方」や「生活リズム」について、教員が踏み込んで支援することは、現代では難しいのが現状です。また、上記の要因を解消するアプローチ方法を教育委員会事務局や学校はもっていないため、スダチ社の保護者へのアプローチや方法を研究し、板橋区としての保護者への支援を開発したいとも考えておりました。

学校現場の受け止め方や、保護者の関心やニーズが不明なため、まずは区立小学校への説明の機会を設ける考えと、その候補の小学校を提示できたらという旨をその場で伝えました。

令和6年5月1日から15日の間、本件に関して教育委員会事務局指導室（以下、「指導室」）内部で検討し、不登校対応に関する対応策を増やせる可能性があること、今回は無料であることから、まずは学校に説明をした上で、よければ保護者への声かけを行っていくという方針を立て、試行的に進める方向性を確認しました。

また、教育委員会事務局としては、今後「スダチ社を学校現場へつなぎ、現場の見解を得る。」「学校現場の理解が得られた場合、保護者へのアプローチを試みる。」「スダチ社の保護者へのアプローチ方法や保護者とのやりとりを共有してもらう。」「スダチ社のプログラムへの参加を希望する保護者があった場合、参加後の効果と感想を得る。」等のプロセスを踏み、知見・データを得てから次の段階へ進むかどうか、次の段階として考えられるのはどのようなものか、その際明確な連携が必要となるか、その場合の連携手段として適切な契約形態はどういったものか、ということ等について、順次検討及び判断を行っていく考えでした。

指導室は、令和5年度の区内小学校の不登校の状況から、不登校数が比較的多く、低学年の不登校児童が在籍する学校をいくつかリストアップしました。

低学年に着目したのは、高学年と比較して、保護者と児童の関係性が深いこと

¹ 無論、「親子の関わり方」や「生活リズムの乱れ」のみが原因となっていると断定する趣旨でなく、また、これら二つの原因として、さらに別のものが存在する可能性も留意しております。

が教員の経験則からは推測され、「親子関係」を重視されるスダチ社の方針と親和性があるかもしれず、効果が比較的期待されたためです。

また、これに加え、研究段階の取組であるという点において、指導室の考えに対して、学校長の理解が深いと期待できる学校を2校、選定しました。

こうした経緯を踏まえて区立小学校2校を令和6年5月16日1校、17日にもう1校をスダチ社に紹介しました。

令和6年7月16日1校、18日にもう1校が、スダチ社から説明を受けました。その後、1校では保護者への情報提供までは至らず、もう1校では9名の保護者に対してチラシを配付し、スダチ社の事業について情報提供を行いました。その結果、1名の保護者が御関心を抱かれ、スダチ社の話を聞きたいとの申し出を学校に行いました。

令和6年8月5日、スダチ社からプレスリリースされましたが、教育委員会事務局へリリース日や文面等に関する事前説明がなく、内容の確認ができておらず、多くの方々から板橋区が不登校対応方針を変更したとの認識を持たれたような御意見をいただきました。

令和6年8月9日に教育委員会事務局としての見解を区の公式ホームページにてお示ししましたが、記載に正確さを欠いており、その内容に問い合わせをいただく状況であったため、令和6年8月13日にホームページの内容を修正いたしました。

令和6年8月14日、指導室からスダチ社に区立小学校2校を紹介しましたが、スダチ社の提案を進めないこととし、その旨をスダチ社へ連絡いたしました。

2 本件における問題点について

教育委員会事務局としては、不登校対応の充実を図る観点において、保護者支援の在り方を検討していました。教育委員会事務局がスダチ社と打ち合わせをする際において、細部にわたって提案の内容や進め方を確認することが十分でなかったことに大きな原因があったと考えております。

区立小学校2校におけるスダチ社の取組が、無償のモデルケースとしての提案であったことから、口頭でのやり取りとなり、教育委員会事務局の不登校対応の方針や本件に関する教育委員会事務局の認識などを明確に伝えられておらず、提案事項の進行管理等においてもスダチ社との合意が図られたとは言えない状況の中で進んでしまいました。

教育委員会事務局としては、不登校児童・生徒一人ひとりに様々な背景があることから、「保護者には、恐らく業界においては初めて、あるいは数少ない試みかもしれないスダチ社の取組のような保護者支援策について関心やニーズがあるかどうか」を知りたいという思いや、「保護者への支援として、板橋区の不登

校施策へ取り入れられるか」など、研究・検討段階という思いでいました。

研究・検討段階であったとしても、新たな提案であったため、本来なら、スタヂ社や学校と、教育委員会事務局の考え方について共通理解の形成を丁寧に行い、スタヂ社が学校に説明する際においても、その場に同席をして、説明内容を詳細に把握したりするなどの慎重な対応を取るべきでした。

スタヂ社と時間をかけて協議を重ねることができていれば、教育委員会事務局が推進する不登校対応の在り方と、スタヂ社の考えを十分すり合わせることもできたかと考えております。そうすることができていれば、プレスリリース等の際に用いられた、例えば「連携」という言葉についても入念に確認することができたことが想定されます。そのような意味で、本件の関係者の方々に御迷惑をおかけしたものと考えております。

また、本件を進めるにあたり、教育委員会事務局内でも広く慎重な検討が十分ではなかったこともあり、教育委員会事務局の見解についても、迅速さを重視するあまり、検討不十分な状態で区の公式ホームページで公表することとなりました。結果として、さらなる御不安、御心配をおかけすることとなった点について、お詫び申し上げます。

3 不登校対応における教育委員会事務局の姿勢と方針

教育委員会事務局では、「不登校対応ガイドライン」（令和5年4月改訂）において、不登校対応方針を「不登校児童・生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、将来、児童・生徒が豊かな人生を送れるよう、社会的に自立をすることをめざすものである。」としています。

教育委員会事務局では、これまでも、本ガイドラインに基づき、不登校児童・生徒一人ひとりに寄り添った対応が実現されるよう努めており、この方針は、現在も変わっておりません。

しかしながら、教育委員会事務局の不登校施策推進の過程において、上記の問題点等が見られたことにより、区民の皆様、不登校児童・生徒の保護者、また関係団体の皆様に御不安な思いをさせてしまう結果となってしまったことにつきまして、心よりお詫びいたします。

教育委員会事務局としましては、不登校児童・生徒及びその保護者が多様な選択肢の中から適切に教育や支援の機会を得ることができるよう、環境整備に努めるとともに、今後も、児童・生徒一人ひとり及びその保護者に寄り添った支援を進めてまいります。

4 今後に向けた取組

教育施策を検討・実施する際には、児童・生徒に寄り添うことを第一とし、特に、新規事業や提案に取り組む際には、その教育的効果や価値、特に不登校児童・生徒の保護者の皆様に与える影響等について、様々な立場から多角的な視点で検討するとともに、より慎重に協議を進めてまいります。